

平成二十三年法律第百三号

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等
に関する法律

1 東日本大震災関連義援金の交付を受けること
となつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡
し、担保に供し、又は差し押さえることができ
ない。

2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた
金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「東日本大震災関連義援
金」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十
一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれ
に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）
の被災者又はその遺族（以下この項において
「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者
等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭
を原資として、都道府県又は市町村（特別区を
含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に
交付する金銭をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受
け、又は交付を受けることとなつた東日本大震
災関連義援金についても適用する。ただし、こ
の法律の施行前に生じた効力を妨げない。